(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びネパールの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　ネパール政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をネパール政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千十三年三月十三日にカトマンズで

ネパール駐在
日本国特命全権大使　髙橋邦夫

ネパール財務省次官
シャンタ・ラジ・スベディ殿

（ネパール側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をネパール政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年三月十三日にカトマンズで

ネパール財務省次官
シャンタ・ラジ・スベディ

ネパール駐在
日本国特命全権大使　髙橋邦夫閣下

○外務省告示第百四十一号

平成二十五年三月二十六日にビエンチャンで、小水力発電計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　小水力発電計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十七億七千五百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　横田順子在ラオス大使

ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

○外務省告示第百四十二号

平成二十五年三月二十六日にビエンチャンで、南部地域保健サービスネットワーク強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　南部地域保健サービスネットワーク強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億四千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　横田順子在ラオス大使

ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十三号

平成二十五年三月二十六日にビエンチャンで、次世代航空保安システムへの移行のための機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　次世代航空保安システムへの移行のための機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億三千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十一月三十日まで

4　署名者

日本側　横田順子在ラオス大使

ラオス側　トンルン・シースリット副首相兼外務大臣

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十四号

平成二十五年三月二十六日にジャカルタで、高病原性鳥インフルエンザ及び新興・再興感染症対策のための国立検査室強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　高病原性鳥インフルエンザ及び新興・再興感染症対策のための国立検査室強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二億千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年四月三十日まで

4　署名者

日本側　鹿取克章在インドネシア大使

インドネシア側　ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十五号

平成二十五年三月二十六日にジャカルタで、第三次西ヌサトゥンガラ州橋梁（きょう）建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第三次西ヌサトゥンガラ州橋梁（きょう）建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億六千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年二月二十八日まで

4　署名者

日本側　鹿取克章在インドネシア大使

インドネシア側　ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十六号

平成二十五年三月二十六日にジャカルタで、広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

1　援助の目的及び内容　広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十五億円

3　贈与の供与期限　平成二十六年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　鹿取克章在インドネシア大使

インドネシア側　ユリ・タムリン外務省アジア・太平洋・アフリカ総局長

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十七号

平成二十五年三月二十七日にカトマンズで、トリブバン国際空港近代化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　トリブバン国際空港近代化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　九億八千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年一月三十一日まで

4　署名者

日本側　髙橋邦夫在ネパール大使

ネパール側　シャンタ・ラジ・スベディ財務省次官

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百四十八号

平成二十五年三月二十八日にドゥシャンベで、ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億四千四百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年六月三十日まで

4　署名者

日本側　今橋啓介在タジキスタン大使館大使

タジキスタン側　ハムラーハン・ザリフィ外務大臣

平成二十五年四月十六日

外務大臣　岸田　文雄